

Press Release

平成 26 年 6 月 11 日

【照会先】

医薬食品局監視指導·麻薬対策課課長補佐 渕岡 学 (内線 2779) 専門官 安部 彬 (内線 2776)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2436

報道関係者 各位

新たに8物質を指定薬物に指定する省令を公布しました

厚生労働省は、本日付けで別紙の8物質を新たに「指定薬物」(※1)として指定する省令(※2)を公布し、7月11日に施行することとしましたのでお知らせします。

新たに指定された8物質は、今年3月25日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指 定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質です。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

- ※1 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に 保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する(薬事法第2条 第14項)。指定薬物は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されている(罰則:3年以下の懲 役または300万円以下の罰金。業としての場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金)。
- ※2 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途 を定める省令の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第68号)

新たに指定された指定薬物の名称

[物質 1] 省令名: N-(1-T)>-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称等: ADB-PINACA

[物質 2] 省令名: N-(1-r)/3-xチルー1-x+yブタンー2-xル)ー1-(5-x)/3-xルプタンテル)ー1H-xンダゾールー3-xカルボキサミド

通称等:5-Fluoro-AB-PINACA

[物質3] 省令名:キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール

-3-カルボキシラート

通称等:FUB-PB-22

[物質4] 省令名:2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン

通称等:2C-N

ートリフルオロブチル) -1H-インドール-3-イル メタノン

通称等:XLR-12

「物質6] 省令名: N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミ

ド

通称等: Acetylfentanyl

「物質 7] 省令名: 1-(5-7)ルオロペンチル) -N-(+7) アンタンシー1ーイル) -1H-4

ンダゾールー3ーカルボキサミド

通称等:5-Fluoro-MN-18、5-Fluoro-NNE1 indazole analog

「物質8] 省令名:1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン

通称等:1-(3-Methylbenzyl)piperazine